

日本労働 同盟

伸銅工組合新進會規約

第一章 名稱、目的、組織、資格

吾人労働者が人類の一員として生命を享受せる以上は生命を保全す可き當然の權を有す故に吾人は自由と平等を呼び人間らしき生活の保障を確保せん事を標榜す

一、我等は吾人は共同互助の精神を向ひ過激なる共産主義を排して社會に奉仕せんとす

二、我等は勞資の關係に對して團體運動の基礎を確立し時勢の進運に連れざらん事を期す

三、我等は普通選挙の即時實行を促し併せて治安警察法第十七條の撤廃を期す

第一條 本組合を伸銅工組合新進會と稱す  
第二條 本組合は日本労働總同盟に加盟す  
第三條 本組合は本組合の綱領に基き政綱を實現せしむるを以て目的とす  
第四條 伸銅工場に從業する 疲弱因勞働者にして滿十六歳以上の男女は本組合員たる資格を有す  
第五條 (一)本組合には若干の支部を設け (二)本組合支部は一工場若しくは一會社に從事する組合員十五名以上三百名以下を以て組織す、三百名以上は更に一支部を設くることを得但し擴張の見込ある場合は幾支部にも分つ事を得  
第六條 本組合事務所(本部)は富冈大阪府北区西野山十六町六六二安藤園松方に置く

第二章 入會及び退會  
第七條 本組合員たざんと欲する者は規定の様式に従ひ指定事項を明記し加入金及び組合費一ヶ月分以上を添へ申込む事を要す  
第八條 本組合は前項の申込に對し本人の資格を調査の上之れを許可し組合員證及び徽章を交付す  
第九條 (一)本組合員にして退會せんとする時は其理由を明記し組合員證及び徽章を添へ (二)其所屬支部に届け出づべし但し入會は支部委員會の承認あるを要す (三)本組合員にして依なく組合費二ヶ月以上を滞納したる時は又は本組合の精神に依り除名する事あるべし

第三章 機關  
第十條 本組合の實地を左の四種に別つ (一)總會 (二)代議員會 (三)幹部會 (四)支部委員會 (一)總會は組合長率組合員を集し年一回以上開催し會務及び會計の報告をなし (二)代議員會は幹部會の要求に依り各員を召集開催し重要なる事務を審議す、代議員會の決議は代議員の五分の一以上出席し其多數決なる事を要す但し委任狀持參を妨げず (三)幹部會は理事及び各支部長に依り臨時に開催し事務執務に關する事項を審議す幹部會決議は出席者の多數決に依り採決し其都度組合長に報告し承認を經るものとす (四)支部委員會は支部長に於いて隨時之れを開催する事を待

第四章 役員  
第十一條 本組合に左の役員を置く (一)組合長、一名 (二)理事、若干名 (三)支部長、若干名 (四)委員、若干名 (五)組合長は代議員會の推薦を經て總會出席者三分の二以上の賛成を得る事を要し (六)理事は代議員會の推薦を經て總會出席者の三分の二以上の賛成を得る事を要す (七)支部長は支部會員の選挙に依り任命し理事を輔佐し支部の事務を執行す